

○固定資産評価基準 平成17年3月適用【部分掲載】 (No.31 平成17年03月07日告示第239号一部改正)

昭和38年12月25日	自治省告示第158号・新規制定	(現No.01)	平成14年07月09日	総務省告示第409号・一部改正	(現No.27)
昭和39年01月25日	自治省告示第3号・一部改正	(現No.02)	平成14年12月06日	総務省告示第656号・一部改正	(現No.28)
昭和39年12月28日	自治省告示第158号・一部改正	(現No.03)	平成16年01月27日	総務省告示第105号・一部改正	(現No.29)
昭和40年12月28日	自治省告示第174号・一部改正	(現No.一)	平成17年01月04日	総務省告示第1号・一部改正	(現No.30)
昭和41年10月21日	自治省告示第142号・一部改正	(現No.04)	平成17年03月07日	総務省告示第239号・一部改正	(現No.31)
昭和42年12月25日	自治省告示第180号・一部改正	(現No.05)			
昭和44年12月27日	自治省告示第201号・一部改正	(現No.06)			
昭和46年12月28日	自治省告示第236号・一部改正	(現No.07)			
昭和47年12月28日	自治省告示第304号・一部改正	(現No.08)			
昭和48年07月23日	自治省告示第124号・一部改正	(現No.09)			
昭和50年12月22日	自治省告示第252号・一部改正	(現No.10)			
昭和53年11月08日	自治省告示第190号・一部改正	(現No.11)			
昭和56年12月01日	自治省告示第218号・一部改正	(現No.12)			
昭和57年12月28日	自治省告示第244号・一部改正	(現No.13)			
昭和59年12月25日	自治省告示第214号・一部改正	(現No.14)			
昭和62年12月23日	自治省告示第191号・一部改正	(現No.15)			
平成02年12月25日	自治省告示第203号・一部改正	(現No.16)			
平成05年11月22日	自治省告示第136号・一部改正	(現No.17)			
平成08年09月03日	自治省告示第192号・一部改正	(現No.18)			
平成08年10月24日	自治省告示第242号・一部改正	(現No.19)			
平成08年12月24日	自治省告示第289号・一部改正	(現No.20)			
平成10年03月16日	自治省告示第87号・一部改正	(現No.21)			
平成11年05月18日	自治省告示第132号・一部改正	(現No.22)			
平成11年09月14日	自治省告示第198号・一部改正	(現No.23)			
平成12年01月28日	自治省告示第12号・一部改正	(現No.24)			
平成12年09月01日	自治省告示第217号・一部改正	(現No.25)			
平成12年12月28日	自治省告示第306号・一部改正	(現No.26)			

目次

第1章 土地

第1節 通則

第2節 田及び畑

第2節の2 市街化区域農地 (追加:昭46.12告示236号)

第3節 宅地

第4節 削除 (削除:平08.12告示289号)

第5節 鉱泉地

第6節 池沼

第7節 山林

第8節 牧場

第9節 原野

第10節 雑種地 (一部改正:昭42.12告示180号、一部改正:平08.12告示289号)

第11節 その他 (追加:平08.12告示192号)

第12節 経過措置 (追加:平08.09告示192号、繰下:平08.12告示192号)

第2章 家屋

第1節 通則

第2節 木造家屋

第3節 非木造家屋

第4節 経過措置

第3章 償却資産

第1節 償却資産

第2節 取替資産の評価の特例

第3節 鉱業用坑道の評価の特例

第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例 (一部改正:平12.01告示12号)

第1章 土地

第1節 通則

一 略

二 地積の認定 (全改:平12.01告示12号、一部改正:平17.03告示239号)

各筆の土地の評価額を求める場合に用いる地積は、次に掲げる場合を除き、原則として、**登記簿**に登記されている土地については**登記簿**に登記されている地積によるものとし、**登記簿**に登記されていない土地については現況の地積によるものとする。

1 **登記簿**に登記されている土地の**登記簿**に登記されている地積が現況の地積よりも大きいと認められる場合における当該土地の地積は、現況の地積によるものとする。

2 **登記簿**に登記されている土地の現況の地積が**登記簿**に登記されている地積よりも大きいと認められ、かつ、**登記簿**に登記されている地積によることが著しく不相当であると認められる場合においては、当該土地の地積は、現況の地積によることができるものとする。

3 国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査(以下「地籍調査」という。)を行つている市町村において当該市町村の一部の地域について地籍調査後の地積が**登記簿**に登記されている場合には、地籍調査後の地積が**登記簿**に登記されている土地(以下「地籍調査後登記土地」という。)で当該市町村における他の土地との評価の均衡上当該地積によるものが特に不相当であると認められるものについては、地籍

調査前の当該土地の登記簿に登記されていた地積によるものとする。この場合において、地籍調査後登記土地について分筆が行われた場合における当該土地の地積は、分筆前の当該土地に係る地籍調査前の地積を地籍調査後の分筆に係る土地の地積の割合によりあん分して求めるものとし、地籍調査後登記土地について合筆が行われている場合における当該土地の地積は、合筆前の土地の地籍調査前の地積を合算して求めるものとする。

三 略

第2節～第12節 略

第2章 家屋(略)

第3章 償却資産【略】

別表第1の1 田の比準表(略)

別表第1の2 畑の比準表(略)

別表第2 田又は畑の指定市町村表

(本表追加:平12.01告示12号、一部改正:平16.01告示105号、一部改正:平17.01告示1号、一部改正:平17.03告示239号)

(田)

都道府県名	市町村名	
北海道	美瑛市	
青森県	つがる市	
岩手県	花巻市	
宮城県	遠田郡	南郷町
秋田県	仙北郡	仙北町
山形県	飽海郡	平田町
福島県	伊達郡	桑折町
茨城県	真壁郡	真壁町
栃木県	芳賀郡	芳賀町
群馬県	群馬郡	群馬町
埼玉県	熊谷市	
千葉県	香取郡	多古町
東京都	八王子市	
神奈川県	平塚市	
新潟県	白根市	
富山県	下新川郡	入善町
石川県	能美市	
福井県	南条郡	南越前町
山梨県	南アルプス市	
長野県	松本市	
岐阜県	大垣市	
静岡県	袋井市	
愛知県	安城市	

三重県	伊賀市	
滋賀県	東近江市	
京都府	船井郡	園部町
大阪府	貝塚市	
兵庫県	小野市	
奈良県	磯城郡	田原本町
和歌山県	伊都郡	高野口町
鳥取県	鳥取市	
島根県	八束郡	宍道町
岡山県	御津郡	御津町
広島県	安芸高田市	
山口県	阿武郡	阿東町
徳島県	那賀郡	羽ノ浦町
香川県	三豊郡	豊中町
愛媛県	伊予市	
高知県	高岡郡	窪川町
福岡県	甘木市	
佐賀県	小城郡	小城町
長崎県	佐世保市	
熊本県	上益城郡	益城町
大分県	宇佐市	
宮崎県	北諸県郡	高崎町
鹿児島県	川辺郡	川辺町
沖縄県	名護市	

(畑)

都道府県名	市町村名	
北海道	河東郡	音更町
青森県	南津軽郡	浪岡町
岩手県	北上市	
宮城県	古川市	
秋田県	平鹿郡	雄物川町
山形県	米沢市	
福島県	西白河郡	矢吹町
茨城県	真壁郡	真壁町
栃木県	下都賀郡	石橋町
群馬県	群馬郡	群馬町
埼玉県	深谷市	
千葉県	茂原市	
東京都	武蔵村山市	
神奈川県	海老名市	
新潟県	白根市	
富山県	婦負郡	婦中町
石川県	加賀市	
福井県	大野市	
山梨県	塩山市	
長野県	塩尻市	
岐阜県	不破郡	垂井町
静岡県	掛川市	
愛知県	西尾市	

三重県	亀山市	
滋賀県	野洲市	
京都府	相楽郡	山城町
大阪府	岸和田市	
兵庫県	朝来郡	和田山町
奈良県	宇陀郡	大宇陀町
和歌山県	伊都郡	かつらぎ町
鳥取県	東伯郡	大栄町
島根県	雲南市	
岡山県	御津郡	御津町
広島県	御調郡	御調町
山口県	美祿郡	美東町
徳島県	吉野川市	
香川県	三豊郡	豊中町
愛媛県	西条市	
高知県	高岡郡	窪川町
福岡県	甘木市	
佐賀県	伊万里市	
長崎県	南高来郡	南串山町
熊本県	菊池郡	菊陽町
大分県	大野郡	大野町
宮崎県	東諸県郡	国富町
鹿児島県	川辺郡	知覧町
沖縄県	中頭郡	中城村

別表第3 画地計算法(略)

別表第4 宅地の比準表(略)

別表第5 削除

別表第6 削除

別表第7の1 山林の比準表(略)

- 別表第7の2 山林の指定市町村表(略)
- 別表第7の3 大規模工場用地規模格差補正率表(略)
- 別表第8 木造家屋再建築費評点基準表(略)
- 別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表(略)
- 別表第9の2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分(平成13年4月1日現在の市町村の区分による)(略)
- 別表第10 部分別損耗減点補正率基準表(略)
- 別表第11 削除
- 別表第12 非木造家屋再建築費評点基準表(略)
- 別表第12の2 単位当たり評点数(略)
- 別表第13 非木造家屋経年減点補正率基準表(略)
- 別表第14 削除

- 別表第15 耐用年数に応ずる減価率表 (略:償却資産関係)
- 別表第16 物価の変動に応ずる補正倍数表 (略:償却資産関係)

**参考：告示**

**○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続の一部を改正する件  
(平成17年3月7日 総務省告示第239号)**

**総務省告示第二百三十九号**

不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の施行に伴い、及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号(固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月七日

総務大臣 麻生 太郎

第1章第1節二中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

別表第2中「西津軽郡 木造町」を「つがる市」に、「能美郡 辰口町」を「能美市」に、「一志郡 一志町」を「伊賀市」に、「神崎郡 五個荘町」を「東近江市」に改める。